

入札監理小委員会における審議結果報告
「厚生労働省 労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務」

厚生労働省の労災補償業務に関する各種債権の納入督促業務及び債権回収業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

（１）事業の概要

○ 事業概要

労災保険制度において、労災保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合、政府は被災労働者に対して支払った労災保険給付額を限度としてその被災労働者の有する、第三者に対する損害賠償請求権を代位取得することになる。

これらの収納未済債権額は２００億円以上となっており、これらの債権を有する都道府県労働局（以下「労働局」という。）において、債権回収に向けた債務者への督促業務や担当弁護士等との折衝が大きな負担となっている。

本事業は、このような状況にかんがみ、この債権回収等業務を委託することにより、労働局の負担軽減及び収納未済債権の効率的な回収等を図る。

○ 事業期間

市場化テストは２期目。

第１期：令和５年４月１日～令和８年３月３１日までの３年間

第２期：令和８年４月１日～令和１１年３月３１日までの３年間

（２）選定の経緯

令和４年７月の基本方針において、「労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務」を事業選定。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点１】

本事業では、現在２ブロックにしているが、どのようなブロックの区割りが適当なのか、検討が必要ではないか。

【対応１】

入札（ブロック）単位を東日本・西日本の２ブロックから全国１つの単位とした。

（資料 1-2 8/89）

3. その他の修正変更について

○債務者等の接触率の目標値を、実績に基づき35%から40%に引き上げた。
(資料1-2 5/89)

○納入督促及び債権回収の上限数について、過剰な委託上限件数により過度な業務量を推計させてしまい入札参加意欲を阻害する要因となる可能性があるため、過去の実績を踏まえ2割削減した(資料1-2 36/89)。

○法務相談業務について、過去の実績を踏まえて各都道府県労働局の上限数を撤廃して全国で20件とし、1件当たりの人件費精算については、10時間を上限とした(資料1-2 29/89、36/89)。

4. 実施要項(案)の審議結果について

【論点1】

実施要項案に「国の調達に限らず、過去に本事業と同等規模以上の類似業務の実績を有していること。」とあるが、同等規模とは全国という地理的要件なのか、もしくは委託件数や金額なのか、確認したい。

【対応1】

同等規模以上の類似業務の実績について、注釈において「同等規模とは、債権数、債権額、契約額等を想定している。」と補足説明を追記した(資料1-2 7/89)。

【論点2】

本件の入札参加資格に情報セキュリティマネジメントシステム及びプライバシーマークの取得を課しているため、入札に参加できる法人が限定されている。厚生労働省で统一的に定めているとのことだが、取得要件の緩和を検討できないか(資料1-2 7/89)。

【対応2】

厚生労働省において、引き続き検討をしていくこととする。

【論点3】

債権回収に要した実際の費用及び回収金額についてデータを基にコスト分析を行った上で、債権回収率向上のために、事業者に対するインセンティブ、ディスインセンティブ制度の導入、督促状の様式変更、地元弁護士会との協力等について検討できないか。

【対応3】

厚生労働省において、債権回収の実績額等について必要な情報収集をした上で、引き続き検討していくこととする。

5. パブリックコメントの対応

令和7年8月7日から令和7年8月22日まで、パブリックコメントを行い、3者から20件の意見等が寄せられ、要件定義の訂正(4件)を行った。